

## 公益社団法人日本リハビリテーション医学会会員の皆様へ ご寄附のお願い

公益社団法人日本リハビリテーション医学会  
理事長 水 間 正 澄

謹啓 会員の皆様におかれては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、2013年に設立50周年を迎えた日本リハビリテーション医学会は、リハビリテーション医学分野において専門的な診療、教育、研究の実践を通して、医学の進歩と国民の健康・福祉の向上に貢献するため活動してまいりました。そして設立50周年を経過した今、会員が一人丸となって広く社会に向けてさまざまな事業を展開しながら、また国際的な連携・活動の取り組みを強化しながら、次の50年を力強く進みたいと構想しております。

本医学会では、引き続き50周年関連の諸活動を推進するほか、これまでの学会活動を基盤にさらに広く国民の皆様へリハビリテーション医療を理解していただくための普及・啓発活動や医師に向けたリハビリテーション医療研修を中心とした医療関係者への教育活動を実施して行く予定です。更に世界各国のリハビリテーション医師等との交流を促進し、リハビリテーション医療のさらなる発展を目指すために、2019年にリハビリテーション国際会議を日本に誘致するための活動も開始しました。

これらの諸活動にあたっては、本医学会の財政基盤を強化しながら実施して必要であることから広く寄附募集の取り組みを行っていますが、会員の皆様方にも浄財を募ることといたしました。

何かと厳しい昨今の経済環境の中、このようなお願いは大変心苦しく存じますが、何とぞ本趣旨にご賛同いただき皆様のご支援を賜りたくお願い申し上げます。

末筆ながら、益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

謹白

### 寄附金に関する手続き等について

1. 寄附金は、当法人の主たる目的である公益事業（定款第4条に規定）のために使用します。
2. 寄附金額は任意ですが、一口1,000円からお願い致します。
3. 寄附金は、学会誌綴じ込みの郵便払込用紙に必要事項をご記入の上お振込みください。なお大変恐縮ですが、振込手数料は振込者ご本人がご負担ください。
4. 寄附金が入金されたことを確認したのち、「寄附金領収書」をお送りいたします。本寄附は、寄附控除の対象となりますので、大切に保管してください。
5. 本医学会は内閣府から「公益社団法人」として認定を受け、平成24年4月1日に登録しておりますので、本医学会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の所得控除が受けられます。  
この控除を受けるためには、本医学会が発行した「寄附金領収書」を確定申告の際に添付する必要があります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

### 【寄附に対するお問い合わせ先】

公益社団法人 日本リハビリテーション医学会（担当：松澤）  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-32-3  
Tel 03-5206-6011 Fax 03-5206-6012  
E-mail : office@jarm.or.jp